

会社・法人の役員変更登記に関する重要なお知らせ

平成27年2月27日（金）から

1 役員の登記（取締役・監査役等の就任，代表取締役等の辞任）を申請する場合の添付書面が変わります。

※ 改正の概要を御覧になるには、[こちら](#)をクリックしてください。

2 商業登記簿の役員欄に役員の婚姻前の氏をも記録できるようになります。

※ 改正の概要を御覧になるには、[こちら](#)をクリックしてください。

■ 御注意

株式会社のほか，一般社団法人，一般財団法人，投資法人又は特定目的会社の役員についても，同様の改正が行われておりますので，御注意ください。

■ お知らせとお願い

○ 法務省ホームページの御案内

改正の内容は，法務省ホームページに掲載されています。以下のURLを御参照ください。

■ 役員の登記の添付書面・役員欄の氏の記録が変わります（平成27年2月27日から）

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00085.html

○ 司法書士会の御案内

登記手続は，専門資格者である司法書士に代理申請を依頼することもできます。

また，兵庫県司法書士会には無料相談所が設置されています。

全国司法書士会一覧及び兵庫県司法書士会は，下記のURLを御参照ください。

■ 全国司法書士会一覧 https://www.shiho-shoshi.or.jp/association/shiho_shoshi_listh/

■ 兵庫県司法書士会 <http://www.shihohyo.or.jp/>

○ 登記手続については，神戸地方法務局法人登記部門（078-392-1821）までお問い合わせください。

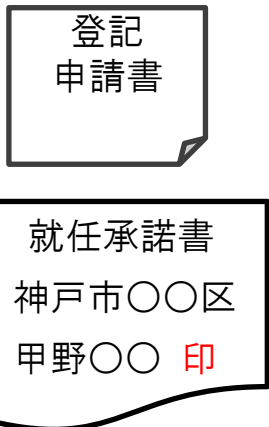
神戸地方法務局

役員の就任・代表取締役等の辞任の登記の添付書面が変わります
 (商業登記規則第61条第5項, 第6項の改正) (平成27年2月27日~)

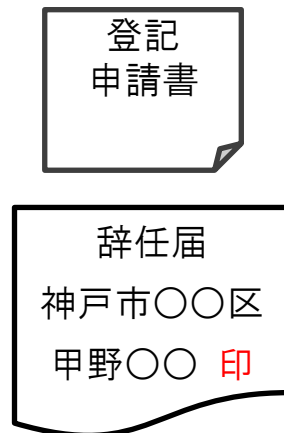
【役員の就任】

【代表取締役等（印鑑提出者）の辞任】

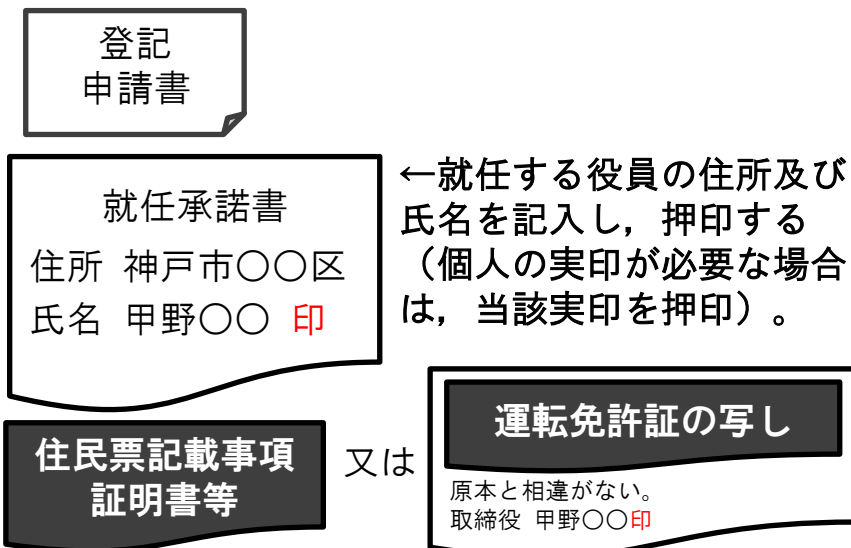
改正前



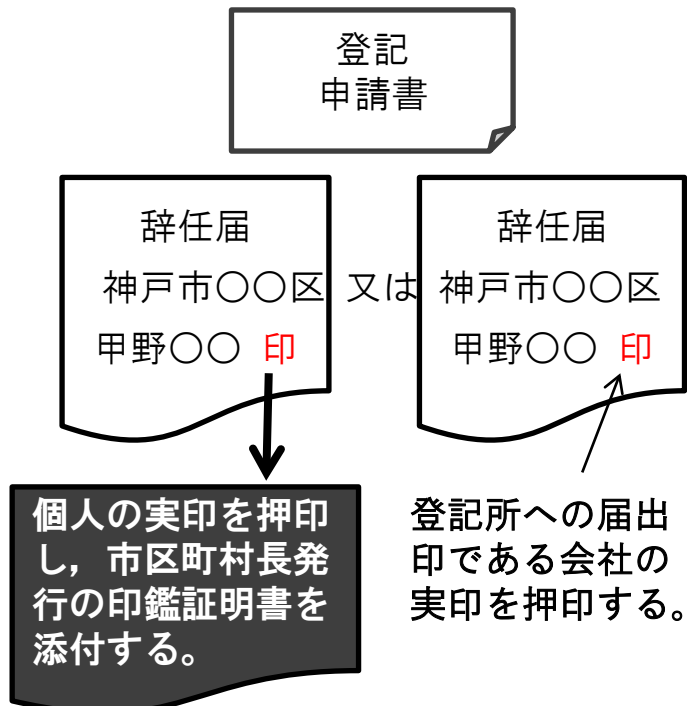
改正前



平成27年2月27日以降



平成27年2月27日以降



↑添付書類として、住民票記載事項証明書等が必要となる。運転免許証の写しを添付する場合は、裏面もコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名押印する必要がある。
 (市区町村長発行の印鑑証明書が添付書類となる場合は当該印鑑証明書をもって代用できる。)

役員の氏名に婚姻前の氏をも記録することができるようになります
(商業登記規則第81条の2の新設) (平成27年2月27日～)

改正前

商業登記簿の役員欄

取締役	甲野○○
	平成27年4月1日就任
	平成27年4月8日登記

平成27年2月27日以降

商業登記簿の役員欄

取締役	甲野○○(乙原○○)
	平成27年4月1日就任
	平成27年4月8日登記

登記申請書
取締役 甲野○○ 就任

婚姻前の氏の記録の申出
取締役 甲野○○
婚姻前の氏 乙原

戸籍謄本等

婚姻により氏を改めた役員がある場合で、その役員の就任・重任等の登記の申請時に、戸籍上の氏名に加えて、婚姻前の旧姓を記録することを申し出ることができる。

その場合、戸籍謄本等婚姻前の氏についての証明書を添付する必要がある。

※ 登記の申請時に申出をしたときに限り、()内に婚姻前の氏名が記録されます。